

1 下水排除基準一覧表

令和6年4月1日現在

対象物質又は項目		排水量		対象事業場		特 定 事 業 場		一 般 事 業 場	
				50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満
条 例 で 定 め る 基 準	条 目	温度		45℃未満	45℃未満	45℃未満	45℃未満	45℃未満	45℃未満
		水素イオン濃度(pH)		5を超え9未満	5を超え12未満	5を超え9未満	5を超え12未満	5を超え9未満	5を超え12未満
		生物学的酸素要求量(BOD)		600未満	1,200未満	600未満	1,200未満	600未満	1,200未満
		浮遊物質質量(SS)		600未満	1,200未満	600未満	1,200未満	600未満	1,200未満
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量		鉱油類	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下
				動植物油脂類	30以下	150以下	30以下	150以下	150以下
沃素消費量		220未満	220未満	220未満	220未満	220未満	220未満		
政 令 で 定 め る 一 律 基 準	一 律 環 境 項 目	フェノール類		5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	
		銅及びその化合物		3以下	3以下	3以下	3以下	3以下	
		亜鉛及びその化合物		2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	
		鉄及びその化合物(溶解性)		10以下	10以下	10以下	10以下	10以下	
		マンガン及びその化合物(溶解性)		10以下	10以下	10以下	10以下	10以下	
		クロム及びその化合物		2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	
有 害 物 質	一 律 基 準	カドミウム及びその化合物		0.03以下		0.03以下			
		シアン化合物		1以下		1以下			
		有機リン化合物		1以下		1以下			
		鉛及びその化合物		0.1以下		0.1以下			
		六価クロム化合物		0.2以下		0.2以下			
		砒素及びその化合物		0.1以下		0.1以下			
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005以下		0.005以下			
		アルキル水銀化合物		検出されないこと		検出されないこと			
		ポリ塩化ビフェニル		0.003以下		0.003以下			
		トリクロロエチレン		0.1以下		0.1以下			
		テトラクロロエチレン		0.1以下		0.1以下			
		ジクロロメタン		0.2以下		0.2以下			
		四塩化炭素		0.02以下		0.02以下			
		1,2-ジクロロエタン		0.04以下		0.04以下			
		1,1-ジクロロエチレン		1以下		1以下			
		シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4以下		0.4以下			
		1,1,1-トリクロロエタン		3以下		3以下			
		1,1,2-トリクロロエタン		0.06以下		0.06以下			
		1,3-ジクロロプロペン		0.02以下		0.02以下			
		チウラム		0.06以下		0.06以下			
		シマジン		0.03以下		0.03以下			
		チオベンカルブ		0.2以下		0.2以下			
		ベンゼン		0.1以下		0.1以下			
セレン及びその化合物		0.1以下		0.1以下					
ほう素及びその化合物		10(230)以下		10(230)以下					
ふっ素及びその化合物		8(15)以下		8(15)以下					
1,4-ジオキサン		0.5以下		0.5以下					
ダイオキシン類		10以下		10以下					
条		アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		380未満		380未満			

- (備考) 1 単位は「水素イオン濃度」はなく、「ダイオキシン類」はpg-TEQ/ℓ, その他はmg/ℓです。
- 2 内は直罰規制に係る排除基準です。
- 3 内は除害施設の設置等の義務に係る排除基準です。
- 4 排水量は、1年当たりの公共下水道へ排出される下水の量を、事業場の稼働日数で除したものとします。
- 5 「ダイオキシン類」については、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設を設置している事業場に対して直罰規制に係る排除基準が、また、それ以外の事業場に対しては、終末処理場の放流水についてダイオキシン類の排出基準が定められている場合に除害施設の設置等の義務に係る排除基準が適用されます。
- 6 「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」の()内の排除基準は海域を放流先とする終末処理場に流入する場合に適用されます。
- 7 「亜鉛及びその化合物」、「六価クロム化合物」、「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量」は業種により暫定基準が設けられています。
- 8 「条」: 「アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量」は仙台市下水道条例により基準値を定めています。